

学校いじめ防止基本方針

令和7年4月
多可町立八千代小学校

はじめに

学校教育において、「いじめ問題」は生活指導上の喫緊の課題である。また、最近のインターネットを介した「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。今、改めて、全教職員がいじめという行為やいじめ問題を正しく理解し、取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

こうした状況の中で、平成29年3月の国の「いじめ防止等のための基本的な方針」及び「兵庫県いじめ防止基本方針」の改定、さらに「多可町いじめ防止等に関する条例」の制定の趣旨を踏まえ「多可町いじめ防止基本方針」が示されたことを受け、本校におけるいじめ防止についての基本的な考えを策定する。令和2年に、「多可町いじめ防止対策改善基本計画」が出されたのを受け、見直しを図った。

1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

(2) いじめ防止等の基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。したがって、児童及び教職員が「いじめは決して許されない」ということの共通認識を持ち、さらに、保護者や地域、関係機関と連携を図りながら、すべての児童がいじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう組織的に取り組むこととする。

(児童の責務)

いじめは決して行ってはならず、また放置してはならない。

(学校及び教職員の責務)

いじめは、どの児童にも起こりうる、どの児童も被害者になりうるという事実を踏まえ、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。いじめが疑われる場合は、保護者や地域、関係機関と連携を図りながら、組織的に、適切かつ迅速にこれに対処し、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるようにする。また、事案の教訓化と再発防止に努める。

(3) いじめの理解

① 具体的ないじめの態様（例）

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。

- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より

②いじめの基本認識

- いじめはどの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」（平成29年8月）より

2 いじめ防止等のための対策の取組と内容

(1) 指導体制

いじめ問題の取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを決して許さない」「いじめを見逃さない」学校づくりの体制を整備し、早期発見にとどまらず、未然防止に向けた取組を進めていく必要がある。また、教職員一人ひとりがいじめ問題を一人で抱え込むことなく、学校全体で組織として取り組まなければならない。その中心となるのが「いじめ対策委員会」である。

【構成員】 校長 教頭 いじめ対策担当 生活指導担当 養護教諭

各学年ブロック1名教諭 関係教諭 スクールカウンセラー

【役割】

- 月1回の定例情報交換会をする。いじめ事案が出たときは緊急開催とする。
- 学校いじめ防止基本方針の作成や見直しをする。
- 年間指導計画の作成と改善をする。
- いじめの未然防止・早期発見のため取組の検証や評価をする。
- いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりについて検討する。
- いじめ防止や早期発見のため、学校生活相談シートから見られるいじめ事案や教育相談の報告、いじめの疑いなどに関して情報交換をする。そこから課題の整理や取組の検討をする。
- いじめの発覚や訴えがあったとき、及びいじめの行為が疑われるとき、校長は迅速に「いじめ対策委員会」を開催する。校長が必要と判断したときには、構成員

の他に、関係職員、SC、SSWなどの関係者を加える。ケースによっては、早い段階で町教育委員会や外部機関とも情報を共有し、連携して早期解決するように努める。

○有識者を講師に招き、全教職員を対象とした研修会を実施する。

(2) 組織…別紙1

(3) 未然防止

いじめは、どの学級にもどの児童にも起こりうる、またどの児童も被害者にも加害者にもなりうるという認識を強く持ち、豊かな心を育て好ましい人間関係を築いて、いじめを生まない土壌づくりに積極的に取り組んでいく必要がある。また、学校全体で組織的に取り組んでこそ効果がある。

- ①全ての児童が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できる授業づくりに努める。また、一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりを進める。
- ②いじめに対する正しい理解を図る授業を行う。また、いじめの四層構造の考え方を踏まえ、見て見ぬふりをする「傍観者」としてのいじめへの加担も認識させ、「いじめは人間として絶対に許されない」「見過ごさない」という雰囲気を作学校全体につくる。
- ③児童の自己肯定感や自己有用感を高めながら自尊感情を育み、一人一人の良さや頑張りが認められる学級づくりに努める。
- ④人権教育や道徳教育の充実に努め、命や人権を大切にする心を育てる。「いのちと人権の日」「命の教育」「心のサポート授業」「情報モラル教育」「自殺予防教育」などの取組を進める。
- ⑤児童一人一人の様子や学級の状況を的確に把握する。児童の変化に気づき、早期にかかわることが大切であり、そのための具体的な指導計画を立てることが必要である。また、次学年への引き継ぎもする。
- ⑥日常的に児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努める。学校生活相談シートを実施し、その後の児童への聴き取りと指導を大切にする。また、教育相談日を設定するなど、児童に寄り添った相談体制づくりを目指す。
- ⑦教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ⑧家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を図り、いじめ防止基本方針の広報に努める。PTA総会や学級懇談会等において、いじめ防止に係わる説明や話し合いの場を設定する。また、参観日の授業参観に、道徳や人権の学習を公開する。
- ⑨いじめ防止のために、「いじめ未然防止プログラム」等を活用した校内研修を年間計画に位置づけ、教職員のいじめの認知や対応能力などの向上を図る。

(4) 早期発見

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から温かく規律のある学級経営に努め、教職員と子ども達との信頼関係の構築に努めることが大切である。

いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われ、潜在化しやすいことを肝に

銘じ、教職員が子ども達の小さな変化を敏感に察知し、たとえ些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いを持ち、軽視することなく積極的に認知するように努めなければならない。そして、すべての教職員で情報を共有し、家庭や地域とも連携して情報を収集することが大切である。このような、いじめを見逃さない認知能力を向上させるための研修を計画する。また、いじめの観衆や傍観者とならないよう、児童一人一人がいじめを許さない強い気持ちを持ち、いじめを発見したら自分たちの手でいじめをなくそうとする態度を育てることが必要である。

①いじめられた児童、いじめた児童が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有する。

【日常におけるいじめSOS チェックリスト】…別紙2

②全児童と全保護者を対象に「学校生活相談シート」によるアンケートを実施し、その内容についての聴き取りと指導をする。

○児童 年5回

○保護者 各学期に1回

③児童と保護者を対象に、定期的な教育相談日を設定する。

○教育相談日を設定し、希望する保護者との面談を実施する。

○SCによる児童への教育相談を実施する。

④生活指導委員会やいじめ対策委員会において、問題行動等の事案内容、学校生活相談シートの内容、配慮を要する児童の情報、各教職員が持つ情報等を収集し、共通理解を図る。

○問題行動等の事案やいじめ事案、学校生活相談シートでの相談内容とその聴き取り、指導内容などの記録を残す。

○職員会議や職員打ち合わせで情報を共有する。

⑤人権感覚を磨き、児童の小さな変化やサインを見逃さない教職員の資質向上を図る研修を実施する。

⑥いじめに関して相談や通報ができる窓口を知らせるとともに、それを各教室に掲示しておく。

相談窓口

学校 全ての先生 保健の先生（養護教諭） スクールカウンセラー

外部 多可っ子悩み相談（32-3423）

ひょうごっ子〈いじめ・体罰・子ども安全〉相談24時間ホットライン
（0120-0-78310）

ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談窓口（06-4868-3395）

ヤングトーク（兵庫県警少年相談室）（0120-786-109）

いのちの電話（0120-783-556）

ひょうご地域安全SOSキャッチ電話相談（078-341-1324）

ほっとらいん相談（078-977-7555）

子どもの人権110番（0120-007-110）

子どもの悩みごと相談（078-341-8227）

(5) 早期対応

いじめを認知したとき、学校は次のことに留意し、迅速かつ組織的に対応していくことが必要である。

①いじめを発見したり、通報を受けたとき

- ・その時、その場で、いじめの行為をすぐにやめさせる。
- ・いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとる。
- ・いじめの事実について、管理職に速やかに報告する。
- ・協議の上、全教職員へ報告し、情報の共有化を図る。

②事実関係についての調査

- ・速やかに、いじめ対策委員会で協議し、調査の方針を決定する。
- ・児童からの聴き取りにあたっては、児童が話しやすいように担当する教職員を複数選ぶ。
- ・調査の時点で重大事態であると判断した場合、直ちに町教育委員会へ報告する。
- ・必要な場合は、全児童への調査をする。この場合、いじめられた児童やその保護者に調査の結果を提供する必要があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる児童やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

③解決に向けた指導や支援

《いじめを受けている児童及び保護者への支援》

- ・いじめから全力で守ることを約束する。
- ・いじめられている内容や、つらい思いや不安な気持ちを共感的に受け止め、安心感を持たせる。
- ・発見したその日のうちに保護者と面談等を実施し、事実関係や指導方針を伝えるとともに、家庭での対応の仕方や学校との連携について協力を求める。また、保護者の悩みや気持ちを真摯に受け止め、信頼関係を深める。

《いじめを行っている児童への指導及び保護者への助言》

- ・いじめは絶対に許さないという毅然とした態度で対応し、いじめを認識させる。
- ・いじめられている児童の気持ちに着目させ、いじめることで相手を傷つけ苦しめていることに気づかせる指導を粘り強く行う。
- ・いじめの背景や要因等、児童の気持ちを十分に聴き、成長支援の観点から指導する。
- ・正確な事実関係を説明し、事の重大さを知らせる。具体的な助言を添えながら、児童の成長につながるよう家庭での指導を依頼する。
- ・保護者同士が対立し、教職員が間に入って関係調整が必要になる場合には、中立や公平性を大切にして対応する。双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感の思いを丁寧に聴き取り、寄り添う態度で望む。

《周囲の児童への指導》

- ・いじめを知らせることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・はやし立てたり見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを助長し肯定している

ことを気づかせる。

- ・自分の問題として捉えさせ、望ましい人間関係づくりに努める。

④継続的な指導

- ・いじめが解消した後も、引き続き十分な観察を行い、継続的な指導を行う。
- ・いじめの解消の判断は、加害行為が相当の期間（3ヶ月程度）無く、被害児童が心身の苦痛を感じていないことが認められることとする。
- ・いじめの発生を契機に、いじめのない学級づくりや学校づくりへの取組を強化する。

⑤関係機関との連携

- ・町教育委員会への報告を速やかに行う。
- ・生命や心身又は財産への被害など、いじめが犯罪行為であると認められる場合には警察に通報し、警察と連携して対応する。

【いじめを認知した時の基本的な対応】

○いじめの発見や通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関や専門機関との連携のもと、以下のフロー図を対応の在り方の基本とし、いじめ事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。 フロー図…別紙3

【学校におけるいじめ事案の基本的な指導手順】

(1) 情報収集	<ul style="list-style-type: none">・発見した教職員が状況を管理職及び生活指導担当に報告する。・当該にかかわるすべての教職員から情報を収集する。・具体的事実を詳細、時系列で整理する。
(2) 事実確認	<p>(被害児童)</p> <ul style="list-style-type: none">・時間、場所、状況に配慮し、被害児童から具体的事実や思いを丁寧に聴き取る。・被害児童の心情に寄り添いながら聴き取る。児童間の力関係に留意する。・本人を守り通す意志を伝える。 <p>(周囲の児童)</p> <ul style="list-style-type: none">・被害児童の状況を的確に聴き取る。・人間関係に十分配慮し威圧的な態度にならないように留意する。 <p>(加害児童)</p> <ul style="list-style-type: none">・被害児童、教職員、周囲の児童からの聴き取りをもとに、事実確認をする。・威圧的な態度にならないように留意し、丁寧に聴き取る。
(3) 指導方針の検討	<ul style="list-style-type: none">・いじめ対策委員会を開き、今後の指導方針を検討する。・聴き取りをもとに、事実関係を整理する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な指導方針を協議する。 ・被害児童や保護者の思いを十分に配慮する。 ・関係機関や警察との連携も視野に入れ、対応を検討する。
(4) 共通理解	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議を開き、共通理解を図るとともに、対応を検討をする。
(5) 保護者対応	<p>(被害児童)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害児童の保護者に対して、現時点での状況と今後の指導方針を説明するとともに、保護者との信頼関係を深める。 ・児童の家庭での状況や保護者の思いを丁寧に聴き取る。 ・「いじめを許さない」という学校の強い意志を伝える。 <p>(加害児童)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・難しい対応であることを認識し、冷静に説明する。 ・客観的な事実をもとに説明し、学校としての指導方針を説明する。 ・被害児童や保護者の心情を伝え、解決に向けて連携を図る。
(6) 特別な指導	<ul style="list-style-type: none"> ・加害児童に対して毅然とした指導を進める。 ・自らの行為に対峙させ、いじめの問題を認識させる。 ・必要なときは専門機関と協働する。 ・謝罪の場を設定する。今後、より良い人間関係が構築できるよう支援する。被害児童の保護者の意向を十分に配慮して行う。
(7) 学級指導	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめのない学級づくりを展開する。 ・被害児童、加害児童だけの問題ではなく、周囲の児童の指導も行う。 ・学年集会等を開き、学年団で積極的な取組を進める。 ・人権意識を高める取組や特別活動の充実等、全校での取組を進める。
(8) 指導後の状況把握	<ul style="list-style-type: none"> ・被害児童、加害児童との面談をする。 ・その後の状況を伝え、保護者との連携を進める。
(9) 指導の総括	<ul style="list-style-type: none"> ・指導経過を振り返り、今後の学校づくりの課題を整理し、改善点を検討する。 ・問題の終了ではなく、いじめのない学校づくりの始まりとして位置づける。 ・いじめの事実直面しても見逃してしまう、担任等が一人で解決しようとして報告を怠ることのないよう、研修により教職員の意識向上を図るとともに、組織的な生活指導体制を構築するよう努める。

(6) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する教職員の指導力向上に努める必要がある。未然防止には、児童が保有または使用している携帯電話等を第一義的に管理する保護者と連携し、利用方法や危険性について啓発していく必要がある。早期発見には、児童が発するサインを見逃さないようにし、「ネット上のいじめ」について児童及び保

護者からの相談があった場合は、事案によっては、警察等の専門機関と連携し対応していく。

①ネット上のいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板に送信する、特定の児童になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報を掲載する等が、ネット上のいじめであり犯罪行為に当たる。

②ネット上のいじめの予防

ア フィルタリングや保護者の見守り等について、保護者への啓発を図る。

- ・啓発プリントを配布する。

イ 教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図る。

ウ 多可町が取り組む「小学生は夜9時以降SNSやりません運動」を推進をする。

エ 全校生を対象に、携帯電話やインターネット等の利用状況把握のためのアンケートを実施する。

オ ネット利用や今日の状況について、情報担当による教職員研修を行う。

③ネット上のいじめの対応

ネット上のいじめがあった場合は、「ネット上の書き込みや画像等への対応手順」に沿って対応する。…別紙4

(7) いじめ対策の達成目標の設定

いじめ対策に係わる取組が実効性のあるものになっているかどうかを評価するために、「視点と達成目標、評価」シートを作成し、全教職員で共通理解、共通実践をする。2学期の中間点での評価を受け、足りないところを実践できるようにする。

視 点	達 成 目 標	評 価
いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる教育活動や道徳教育の中で、生命や人権を尊重しようとする態度の育成に努める。 ・集団生活の中で、共感的な人間関係づくりができるよう支援し、児童が自己存在感を感じる事ができる居場所づくりに努める。 ・毎月1日「いのちと人権の日」を設定し、いのちの大切さについての話をする。 ・毎年5月と12月を「いじめ防止啓発月間」とし児童会等が中心となって、子ども自らがいじめに関する問題を考える取組をする。 	
早期発見や事案対応マニュアルの実行	<ul style="list-style-type: none"> ・策定した「学校いじめ防止基本方針」について、職員会議や校内研修等で共通理解を図る。 ・月1回の生活指導委員会やいじめ対策委員会、職員会議、職員打ち合わせ等で児童に関わる情報を共有し、全教職員が連携、協力のもとに組織的な対応を行う。 	
定期的、必要に応じた	<ul style="list-style-type: none"> ・児童は年間5回、保護者は年間3回の学校生活相 	

アンケートの実施	談シートによるアンケートを実施し、いじめを訴えやすい体制を整えるとともに、そのアンケート内容の聴き取りと指導をする。	
個人面談や保護者面談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・「日常におけるいじめSOSチェックリスト」にもとづき児童を見守るとともに、児童や保護者からの訴えがあったときは、早急に面談を実施する。 ・教育相談日を設定し、保護者との教育相談を実施する。 	
校内研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家を招いて、命の大切さやいじめ問題、SNS等に関する教職員の研修会を実施する。 ・道徳において、「いのちの大切さ」をテーマにした授業を行う。 ・学習規律を身につけさせるとともに、わかる授業づくりを工夫する。 	
児童理解の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相互、教職員との間に、温かい人間関係をつくることに努める。 ・教職員が人権意識を高め、児童理解に努めるとともに、教職員が不適切な言動をとることがないように留意する。 	
組織的な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの疑いが見られたとき、いじめが起きたときは、対応マニュアルに従い、他の業務に優先して組織的な対応を迅速に行う。 	

(8) いじめ防止のための年間指導計画 別紙5

3 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

○いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額な金品を奪い取られた場合等

○いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※ただし、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったときは、重大事態として捉える。

(2) 重大事態の報告及び判断

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに町教育委員会に報告するととも

に、犯罪行為として取り扱われるべきと認める事案は警察へ相談、通報する。

(3) 重大事態への対応

重大事態が発生した場合、町教育委員会と協議の上、多可町いじめ防止基本方針に則り、当該事案に対応する。

(4) いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報提供

事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適時、適切な方法で経過報告に努める。

(5) いじめ重大事態への対応の流れ…別紙6

4 いじめ防止等の対策に関する検証及び見直し

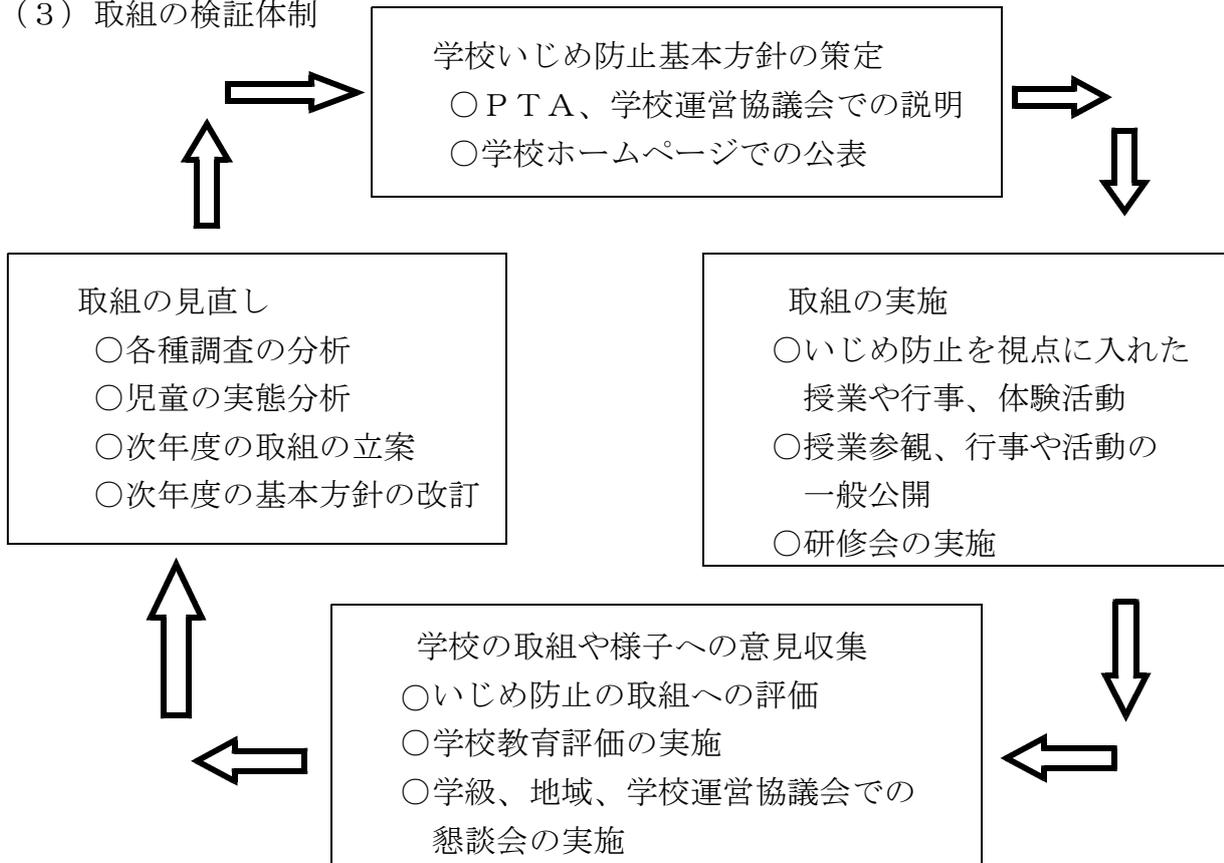
(1) 基本方針の点検と見直し

学校いじめ防止基本方針の策定から3年を目途として、国や県及び町の動向等を勘案して基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。また、基本方針については、現状や課題に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努める。

(2) ホームページ上での公開

学校いじめ防止基本方針について、ホームページ上で公表する。

(3) 取組の検証体制



(4) 資料の保管について

「学校生活相談シート」については、児童の卒業後3年間は学校で保存する。

「いじめに関する記録」については、児童の卒業後5年間は学校で保存する。

なお、重大事態に関する資料等は、永年保存とする。

5 その他の留意事項

(1) 家庭や地域との連携

学校いじめ防止基本方針や取組について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。また、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携、協働する体制を構築する。

保護者とは学校での様子について連絡を密にし、保護者がいじめに気づいたときに、すぐに学校へ連絡できるような信頼関係づくりに努める。また、民生委員や児童委員、見守り隊、子供会、スポーツ少年団等の地域の各種団体からも学校へ連絡が入るように、日頃からの関係づくりや体制づくりに努める。

(2) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をする。

①町教育委員会との連携

- ・関係児童への支援や指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

②警察との連携

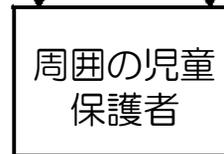
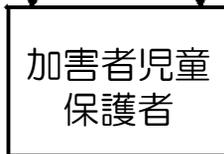
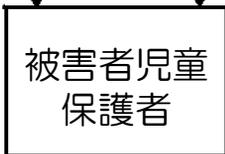
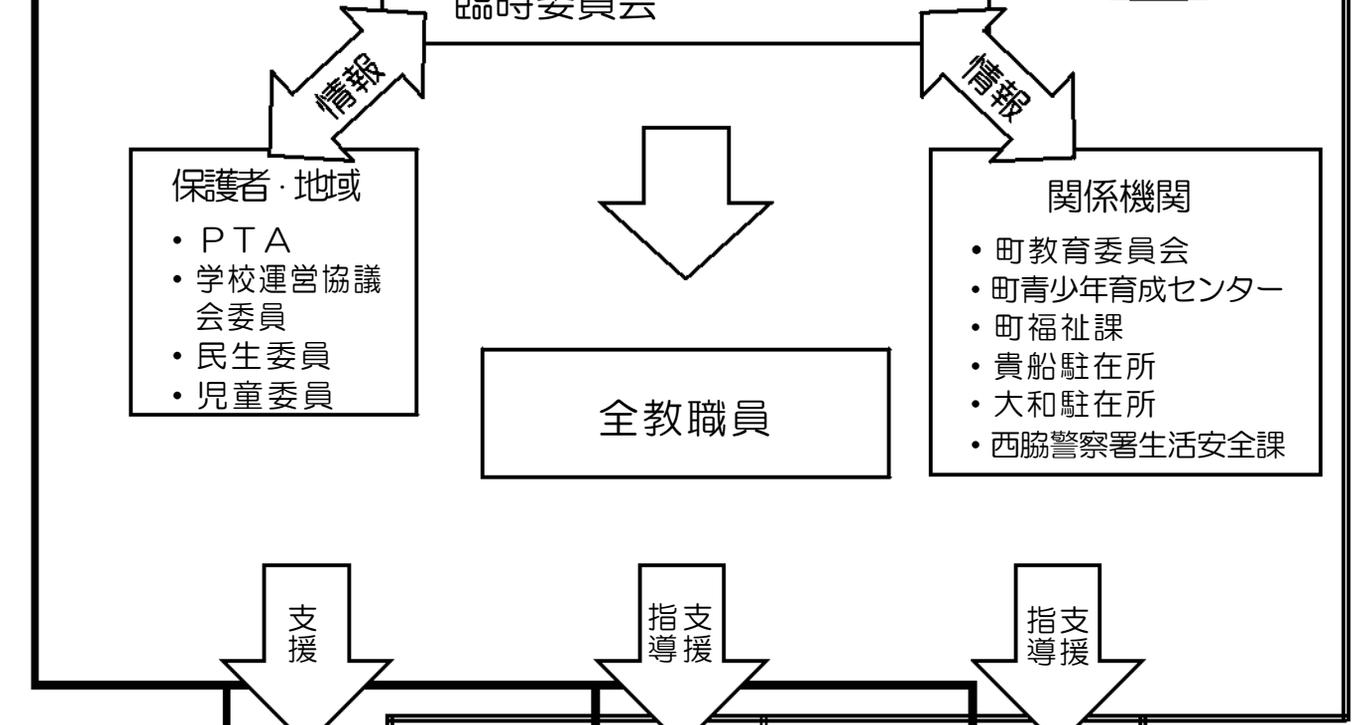
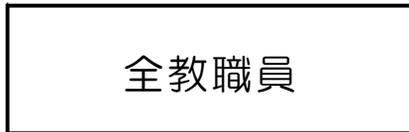
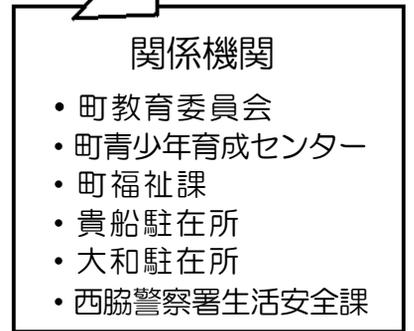
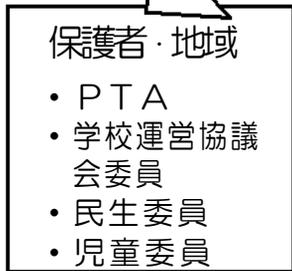
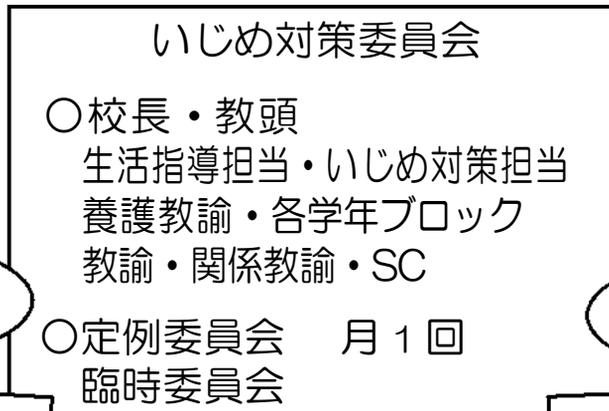
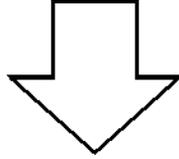
- ・生命や心身又は財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③福祉機関との連携

- ・家庭での養育に関する指導や助言
- ・家庭での児童の生活や環境の状況把握
- ・スクールソーシャルワーカーの活用

④医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、及び指導や助言



(教室の様子からのサイン)

- 用具、机、椅子などが散乱していることが増える
- 教室にゴミが散乱している。
- 個人用ロッカーなどにゴミが入れられている
- 掲示物が破れていたり落書きがあったりする
- 物がなくなる

(集団の様子からのサイン)

- 特定の子どもに気がつかっている雰囲気がある
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 嫌なあだ名が聞こえる
- 仲間同士でひそひそ話をしている。

(授業や学級活動 提出物からのサイン)

- 教室にいつも遅れて入ってくる
- 授業中に発表すると冷やかされる
- 授業中に他の児童から発言を強要される
- 授業中に他の児童の発言の中で突然個人名が出る
- 隣の人と机をぴったりとくっつけなくなる
- その子の持ち物を周りの子が触りたがらない
- グループ分けで孤立する
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 他の子どもと席を替わるようになる
- 球技でパスをされなかったり、パスが

(身辺状況からのサイン)

- 髪の毛が不自然に切られている
- 体に擦り傷やあざが見られる
- 服が汚れていることが多くなる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 持ち物に落書きや破損の跡が見られる
- 友だちの話をしなくなる
- 泣いた後のような気配がすることが増える
- 心配そうな表情をするようになる
- 悲しそうな表情をすることが増える
- 妙に暗くなる
- うつむいて視線を合わせなくなる
- おどおどするようになる
- 笑っているときの顔が引きつっている
- 筆圧が弱く、弱々しい文字を書くようになる

(行動の中からのサイン)

- 理由もなく、一人で朝早く登校する
- 朝家を出たのに学校に来ない
- 遅刻、早退、欠席が増える
- 遅刻、早退、欠席の理由を明確に言わなくなる
- ぎりぎりの時間に登校する
- わざとらしくはしゃいでいる
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- 体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- 一人で行動することが多くなる
- 教職員の近くから離れようとしなくなる
- 教職員にばかり話しかける
- いつも本を読んでいる
- 何もかも嫌だという
- みんなが帰るまで帰宅したまらない
- 校外学習や宿泊的行事を楽しまなくな

集中したりする

- 給食や掃除当番などで人気のない仕事を
する
- 毎回、リーダーや班長になる
- 作文などにいじめや自殺に関する記述
が見られるようになる
- 班ノートや学級日誌に何も書かなくな
る
- 授業中、職員に見えないように消しゴ
ム投げをしている
- 理由もなく成績が下がる
- 字が乱暴になる

(友だち関係からのサイン)

- 友だちに悪口を言われているのに笑う
- 友だちに一方的に肩を組まれている機
会が増える
- 友だちの使い走りをするようになる
- 他の友だちの肩代わりをするようにな
る
- どんな遊びでも、誘われると従う
- これまでと違う雰囲気の友だちと付き
合い始める

る

(家庭でのサイン)

- 学校や友人のことを話さなくなる。
- 友人やクラスの不平や不満を口にする
ことが多くなる。
- 朝、起きてこなかったり、学校に行き
たくないと言ったりする。
- 電話に出たがらなかったり、友人から
の誘いを断ったりする。
- 受信したメールをこそこそ見たり、電
話におびえたりする。
- 不審な電話やメールがある。
- 遊ぶ友だちが急に変わる。
- 部屋に閉じこもったり、家から出なか
ったりする。
- 登校時刻になると体調不良を訴える。
- 食欲不振や不眠を訴える。
- 学習時間が減る。
- 家庭の品物やお金がなくなる。
- 大きな額のお金を欲しがる。

いじめの疑いがある時 いじめが起きた時
～ 見逃さない 許さない 協働して ～

教師の認知

児童の報告

保護者の報告

関係機関の報告

地域の報告

いじめの訴え・気になる情報・小さな異常

些細なことも軽視せず だだちに管理職に報告

24時間以内に学校がすべきこと

職員会議

全教職員による
共通理解と対応
の検討等

いじめ対策委員会の設置

- ・ 詳細な事実確認 (いじめを確認)
- ・ 情報の共有と共通理解
- ・ 指導、支援の基本的方針の決定

町教委の報告

関係機関との連携

いじめられた児童

- ・ 事実関係を把握する
- ・ 守り抜く決意を伝達する
- ・ 安全を確保する
- ・ 寄り添う

保護者

- ・ 直接会って報告する
- ・ 心情を理解する
- ・ 指導方針を伝える
- ・ 信頼関係を深める

いじめた児童

- ・ いじめを認識させる
- ・ 事実関係を聴き取る

周囲の児童

- ・ 事実関係を把握する

教職員が一致協力して かわる

3日以内に学校がすべきこと

いじめられた児童

- ・ 養護教諭やSCによる
カウンセリング
- ・ 関わりの深い教諭による
支援

保護者

- ・ 些細な変化でも報告を
(被害児童)
- ・ 事実関係の報告を (加害児童)
- ・ 解決に向けた連携

いじめた児童

- ・ 非人道的行為であることを
理解させる指導
- ・ 必要なときは専門機関
と協働

学級指導 ・ 傍観者や観衆からの脱却 ・ 望ましい人間関係づくり

継続して、学校がすべきこと

いじめられた児童

- ・ 安全、安心な登校の確保
- ・ ていねいな観察
- ・ 気持ちの受容

保護者

- ・ 児童の変容に向けての
連携

いじめた児童

- ・ 規範意識の育成
- ・ 人間関係づくりの改善

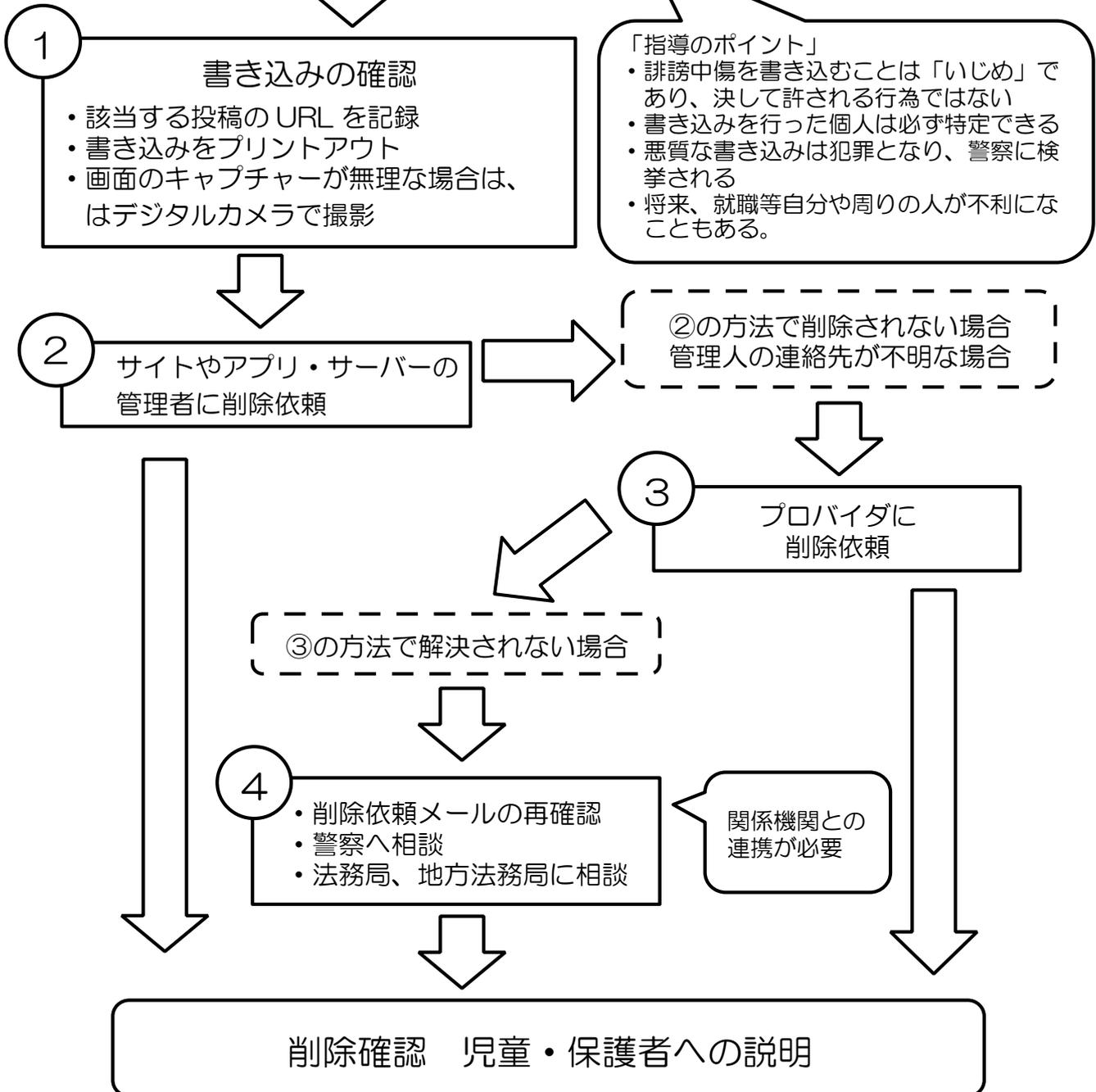
全児童への指導 ・ 人権意識の高揚 ・ 特別活動の充実
・ いじめを解決できる学級づくり ・ 学年集団の育成

いじめの未然防止に向けて積極的に取り組む

【SNS へのメッセージや画像の投稿等への対応手順】

別紙 4

ネット上のいじめの発見
児童・保護者からの相談



■ひょうごっ子「ネットいじめ相談窓口」

(兵庫県教育委員会) <http://hyogokko.npos.biz/>

■兵庫県警サイバー犯罪対策課

<http://www.police.pref.hyogo.lg.jp/cyber/index.htm>

☆年間をとおした取り組み ○時期に合わせた取り組み

	児童観察(ケア)	こころの健康・ストレス	学級づくり	授業づくり	児童会・人権・道徳	研修・職員会議	保護者・地域へ
	①児童一人一人の様子や学級の状況を的確に把握する。 ②児童の小さな変化や些細な兆候、児童が出すサインなどを見逃さない。 ③児童が相談しやすい環境づくりをする。 ④悩みや困ったことを相談しやすい保健室にする。 ⑤教室や保健室での情報を、担任や教職員で共有する。 ⑥必要に応じて、SCなど関係機関につなぐ。	①心の変化に気づくことで、自分を見つめる機会にする。 ②心が不安定な時に、自分に合った対処ができるようにする。 ③子ども達が安心して学習、生活できる環境をつくる。 ④自分で自分を守るよう、援助を出せるようにする。 ⑤ストレスチェックから、児童の見えないストレスに気付く。 ⑥ストレスチェックの結果を保護者に伝え、児童を見守る。	①自己肯定感や自己有用感などを高め、自尊感情を育てる。 ②一人一人の良さや頑張りが教師からも、児童たちからも認められる学級づくりをする。 ③担任と児童、児童同士の間で人間関係のある学級づくりをする。 ④あったかことばを増やし広める。 ⑤いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりをする。	①規律正しい態度を育てる。 ②活躍できる場がある楽しい授業づくりを計画する。 ③児童の実態に合わせた「わかる、できる」満足感のある授業を工夫する。	①児童自らが、「いじめは許さない」「いじめをなくそう」という取り組みを考える。 ②人権教育や道徳教育を充実し、命や人権を大切にすることを育てる。	①いじめに対する認識を確かにする。 ②教職員のいじめの認知能力や対応能力などの向上を図る研修をする。 ③教師が人権感覚を磨き、不適切な認識や言動に気をつける。 ④学校や児童の様子について情報交流、共通理解を図る。	①学校と家庭、地域が組織的に連携、協働する体制づくりに努める。 ②保護者とは連絡を密にし、保護者がいじめなどについて気づいたことを学校に連絡してもらえる信頼関係づくりに努める。 ③地域や各種団体からも連絡が入るような関係づくりに努める。
4月	☆学校生活相談シート ☆教室や保健室での児童の見守り ☆リラックスルームの活用 ☆掲示物を生かした聴き取り ☆SCによる児童観察 ○相談窓口「ちょっと聞いてほしいな」(掲示・周知)		☆①～⑤を意図した学級づくり ☆情報モラル教育 ○デジタル同意書で、メディアの使い方の確認	☆時刻を守ることや学級、学年での約束、基本的な学習規律などの徹底	☆児童会といじめ防止基本方針の決定 ☆「あいさつ」をとおした友だちを大切に育てる心の育成 ☆いのちと人権の日集会(毎月1日) ○「いのち」をテーマとした道徳の授業	☆生活指導委員会 ☆いじめ対策委員会 ☆職員会議での情報交換と共通理解 ○重大事案についての情報共有 ○年間計画の検討 ○学校いじめ防止基本方針の共通理解 ○いじめについての共通理解	☆教育相談日のお知らせ(学校便り) ○学校いじめ防止基本方針についての説明 ○ネット上の危険についての啓発 ○新任と保護者の面談(要望による) ○学校生活相談シート
5月	○相談窓口「ちょっと聞いてほしいな」(配布)	○ストレスチェックアンケートの実施+面談 ○スクールカウンセラーによる心のサポート授業(全学年)	○阪中先生による授業(6年生) ・「いのちの大切さ」の研修 ○あつめようブチハッピー	☆学力の定着に向けた取り組み ☆①～③を意図した授業づくり	○命と人権の日集会 ○「いじめ」をテーマとした道徳の授業 ○あつめようブチハッピー：あたたかな教室づくり		○学校いじめ防止基本方針のホームページへのアップ
6月	○いじめSOSチェックリストの実施 ○児童への個別面談の実施(全員)		○「いじめを正しく理解する授業」公開 ・いじめの定義、構造を知る。(オープンスクール)		○ハートフル集会(ブチハッピーの振り返り発表)		○学校生活相談シート
7月			○学級経営交流会		○命と人権の日集会		○個別懇談会
8月						○スクールカウンセラーによる児童理解を深める研修	
9月	○相談窓口「ちょっと聞いてほしいな」の掲示物についてのお知らせ(配布)	○心のサポート授業			○命と人権の日集会 ○あいさつ運動についての児童会の取り組み		○学校生活相談シート
10月		○ストレスチェックアンケートの実施 ○ストレスコーピングアンケートの実施+面談	○「いじめを正しく理解する授業」(10月下旬～11月)		○命と人権の日集会 ○命の授業(6年生)		
11月	○いじめSOSチェックリストの実施 ○児童への個別面談の実施(全員)		○あつめようブチハッピー		○命と人権の日集会 ○あつめようブチハッピー：あたたかな教室づくり	○いじめ対策の達成目標の評価と取り組みの見直し	○学校生活相談シート
12月			○学級経営交流会		○ハートフル集会 ○「いじめ啓発月間」としての児童会の取り組み ○「いじめ」をテーマとした道徳の授業		○保護者との個別懇談会で、情報を共有する
1月		○発育測定にて、ミニ指導 ○心のサポート授業	○ハートカードプロジェクト		○命と人権の日集会 ○ハートカードプロジェクト：自尊感情の育成		○学校生活相談シート
2月	○児童への個別面談の実施(全員)		○「いじめを正しく理解する授業」		○ハートフル集会 ○「いのち・いじめ」をテーマとした道徳の授業の公開(オープンスクール)		
3月	○引き継ぎ資料の作成 ○小中連絡会 ○幼小連絡会		○学級経営交流会			○年間計画の見直し	

いじめ重大事態対応の流れ

